

第27回柳川市リサイクルマーケット実施要領

(目的)

第1条 自然環境を良好に保持していくため、ゴミの減量推進は欠かすことのできない重要な課題であり、市民総出によるリサイクルマーケットを開催しゴミ減量に対する市民意識の高揚を図る。

(名称)

第2条 この事業を柳川市リサイクルマーケット（以下「マーケット」という。）と称する。

(事業主体)

第3条 この事業の事業主体は、柳川市クリーン連合会（以下「連合会」という。）とし、事業の円滑な運営を図るため、連合会の理事会が中心となって、立案、計画及び事業の運営を行うものとする。

(事業内容)

第4条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ① マーケット（不用品の直接販売）の開催
- ② 不用品の再利用法に関する実技指導
- ③ 再利用品目に対する調査研究
- ④ その他事業の推進に必要な事業

(開催日時及び会場)

第5条 マーケットの開催日及び会場については、次のとおりとする。

開催日時 令和6年9月29日（日）9時から12時まで
会場 柳川市本町53番地1 柳川市民体育館

(出店資格者)

第6条 マーケットの出店資格は、原則として市内に居住する18歳以上の者とする。但し学生（中学生、高校生）が出店する場合については、保護者の同意を必要とする。市外居住の方の出店についてはコマが余った際に考慮する。

2 いわゆる事業者（出店品目を普段販売している者）については、出店を認めない。

(出店品目)

第7条 出店品目は、家庭で不用になったあらゆる物品を対象とするが、危険物を除く。
また、飲食物については保健所の販売許可を受けた物に限る。

2 出店品目として、おおむね次に掲げる物品を販売することができる。

衣類、バック、ベビー用品、玩具、自転車、家具、日用雑貨、家電製品、贈答品、
雑誌、絵本など

(啓発コーナー等)

第8条 リサイクルを推進するため、マーケット会場に次の各号に掲げる啓発コーナー
を設けることができる。

- ① 手作り石鹸コーナー（家庭廃油と牛乳パックを利用した石鹸づくり）
- ② 古着、古布等による再生利用実演コーナー
- ③ リサイクル・浄化槽情報パネル展示コーナー
- ④ マイバック即売コーナー
- ⑤ 不法投棄啓発コーナー
- ⑥ 地球温暖化対策コーナー
- ⑦ ゴミ減量啓発コーナー
- ⑧ その他会長が認めたもの

(経費)

第9条 マーケット運営における経費は、出店料及びその他の収入をもって充てる。

出店料は、1コマ（2.7m×2.7m）につき1,000円とする。ただし、連合会会長
が事業を推進するため、出店要請を行った団体等については、出店料を免除するこ
とができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか事業運営に必要な事項は、会長が別に定める。